

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年11月9日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 吉田 隆

1 当該招請の主旨

本業務については、藤枝花倉地殻岩石ひずみ観測装置において、電源系統又は検定用基板の故障によると疑われる異常が確認されたため、正常な状態に観測装置を復旧させるものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 静岡地方気象台藤枝花倉地殻岩石ひずみ観測装置復旧作業

(2) 業務内容 藤枝花倉地殻岩石ひずみ観測装置の部品交換及び蓄電池の交換作業を行うことにより正常な状態に観測装置を復旧させる。

(3) 履行期限 令和4年3月25日（金）

3 業務目的

部品交換作業を行うことにより正常な状態に観測装置を復旧させ、蓄電池交換を実施することにより観測機器における安定的運用に資することを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越又は東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 東京管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

地殻岩石ひずみ観測装置が岩盤の微小な体積ひずみ変化を連続的に観測し、東海・南関東地域の地殻変動を観測する機器であることを理解した上で、監視業務に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

地殻岩石ひずみ観測装置の性能・機能仕様を理解し、当該業務を実施するために必要な消耗品の交換と修理等を行う機動的な設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに作業を完了する体制を有すると共に、作業後に発生した不具合ならびに障害などについて必要な連絡窓口および保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、その性能及び精度維持のため、構成する機器の構造、取り扱い方法について熟知し、岩盤の微小な体積ひずみ変化（地殻変動）を観測する装置の製造及び取付調整並びにソフトウェアの開発（改修含む）について実績を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸3-235

東京管区気象台総務部会計課第二契約係長 狩野

電話 042-497-7189

mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和3年11月9日（火）から令和3年11月29日（月）まで（1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年11月30日（火）17時00分 （1）に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5（1）に同じ。
- (3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越又は東海・北陸地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。